

Title	巻頭言 真と偽と
Author(s)	大木, 雅夫
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.18-2, 2008.9 : 3-3
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4326
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

真と偽と

虚偽と闘う武器は証拠である。学問も裁判も真実発見を目指して、証拠を挙げて争う。この証拠は「権威的」(authoritative)でなくとも、「説得的」(persuasive)であれば足りる。威圧したり大声をあげたりする必要はない。紀元前1世紀の人ホラティウスは、屁理屈を聞き飽きて、「もっと良い論証があるなら、それを示せ。なければ降参せよ。」(書簡集)と語った。学問する者にとっては当然のことながら、厳しい要求である。

論証は、学問のみならず裁判の主要な営みである。訴訟は綱引きにも似て、検察官は被告人の黒を、弁護人はその白を立証するために互いに全力を尽くす。これを司法スポーツ理論(sporting theory of justice)という。証拠法こそ法学の中核と信じていた私は、若き日の最初の論文で、これを論じた。しかし論争や論証の伝統のひ弱なこの国には、かつて証拠法の講義はなく、文献も皆無に近く、今後とも欧米の研究に頼るしかないであろう。

今はわが国でも欧米の近代的証拠法にならっていわゆる自由心証主義を取り入れた。証拠を調べ、さらに弁論の全趣旨を考慮して自由に事実認定をすることなのだが、最近の司法改革は奇妙である。法律専門家は法学部、法科大学院、司法試験の難関をくぐったのに、世事には疎いので、裁判員の世間的常識にも頼ろうという。欧米の法律家には、この改革が奇異に映り、わが国でも大方の当惑を招いている。この裁判所は3人の法律家と6人の素人で構成されるが、その素人は、連日連夜テレビや新聞を見て抜きがたい予断を抱くであろう。素人の常識を裁判に取り入れたのは13世紀のイギリスであり、当時この種のメディアはなかった。この具体的状況の相違も識別せずになした改革は危険である。正義の女神は被告人の容貌や服装に惑わされないように目隠ししている。目隠しせぬ裁判員の前にネクタイ背広姿の被告人を立たせれば、感情裁判や階級裁判の誹りは免れうるのか。紳士然たる悪党の横行が悲しい現実ではないのか。裁判員は量刑にも関与する。死刑判決という極限的判断にも迫られる。その執行後に真犯人が現れても後の祭りだ。人間—そもそもそれはなんと罪深いことか。

理性信仰に基づく自由心証主義の登場以前には、形式証拠主義があった。その出発点に魔女狩りがあった。魔女は集会を催すので、その摘発は参会者を洗い出すこととされていた。しかも形式証拠主義のもとでは、自白が「証拠の女王」(regina probationum)だったから、真実発見のためには拷問が最も有効であった。裁判官の多くは聖職者であった。彼が篤信であればあるほど容赦なく拷問した。悲劇はここに始まった。苦しみに耐えかねた「魔女」があらぬ名を口走り、芋づる式に犠牲者の数を増やしていた。しかし誰がこの罪なき「魔女」を断罪しうるのか。

もうひとつ、形式証拠主義の犯した罪を挙げよう。昔、東西を問わず神判(Gottesurteil)があった。被疑者の手足を縛って水に投ずる。沈めば無罪、浮かべば有罪と決めた。その根拠は、清浄な水がその者を受け入れたとか、はじき返したとかである。屁理屈ではないか。ただ当時すでに傲慢な人間の裁きよりも神の裁きに頼ったことは、確実に人類の進歩だったとはいえる。

形式証拠主義の功罪は、なお一考を要する。かつてイギリスでは、偽証の認定にあたって二人の証言の一致を必要とし、一つの証言しかなければ別の補強証拠が必要とされた。この形式証拠主義は、近代的証拠法の自由心証主義より劣るのであろうか。

結論を急ごう。真偽の判別は困難であり、真と偽との間にはほとんど常に灰色の中間領域がある(G. ヴィーコ)。嘘をつかない人間形成は最も望ましいが、そうもゆくまい。せめて真偽の識別力を養う必要がある。そこではかつての形式証拠主義も、合理化されさえすれば素人には助けになる。人間の理性が完全に頼れるなら自由心証主義でよいが、それを押し付けられたらまじめな素人たる裁判員は鬱病にもなりかねない。アメリカでは陪審員にその病が多発している。とすれば裁判員制度のような、一見理想的ながら危険な制度はもちこまず、一方では法律家の資質を高めるべき法学教育を徹底させ、他方では形式的証拠主義と自由心証主義とを止揚する科学的証拠法の発展を考えるべきものと私は思う。